

令和 5 年

上尾市議会 6 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

| | | |
|----------|--|----|
| 議案第 37 号 | 令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 38 号 | 令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 39 号 | 令和 5 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 1 号）……… | 別冊 |
| 議案第 40 号 | 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 |
| 議案第 41 号 | 上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 2 |
| 議案第 42 号 | 上尾市スポーツ健康都市推進会議条例の制定について…………… | 3 |
| 議案第 43 号 | 上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……… | 6 |
| 議案第 44 号 | 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 7 |
| 議案第 45 号 | 上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例の制定について…………… | 9 |
| 議案第 46 号 | 上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 14 |
| 議案第 47 号 | 工事請負契約の締結について…………… | 16 |
| 議案第 48 号 | 財産の取得について…………… | 17 |
| 議案第 49 号 | 財産の取得について…………… | 18 |
| 議案第 50 号 | 財産の取得について…………… | 19 |
| 議案第 51 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 20 |
| 議案第 52 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 26 |
| 議案第 53 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 28 |
| 議案第 54 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 34 |
| 議案第 55 号 | 固定資産評価員の選任について…………… | 43 |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて…………… | 44 |
| 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて…………… | 45 |

議案第40号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和5年6月5日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
上尾市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「購入した」を「購入し、又は修理した」に、「補聴
器購入費助成金」を「補聴器購入費等助成金」に改める。

別表第2の22の項中「購入した」を「購入し、又は修理した」に、「補
聴器購入費助成金」を「補聴器購入費等助成金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

難聴児補聴器購入費助成金の交付に関する事務について、助成対象を拡
大したいので、この案を提出する。

議案第 4 1 号

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 4 9 年上尾市条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 3 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「個人番号カードをいう。）」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された同条第 4 項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（公的個人認証法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいう。）」を加え、「暗証番号を入力すること」を「暗証番号の入力その他規則で定める方法」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 2 条第 3 項の改正規定（「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

提案理由

移動端末設備を利用してコンビニエンスストアで印鑑登録証明書を取得することができるようにしたいので、この案を提出する。

議案第42号

上尾市スポーツ健康都市推進会議条例の制定について
上尾市スポーツ健康都市推進会議条例を次のように定める。

令和5年6月5日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市スポーツ健康都市推進会議条例

(設置)

第1条 スポーツを通じて市民の健康及び体力の維持及び増進を図り、もって市民の健康で豊かな生活の形成を推進するため、上尾市スポーツ健康都市推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) スポーツによる健康づくりに寄与する施策の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げる施策の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツによる健康づくりの推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 健康に関する事業を行う団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中第34号の5を第34号の6とし、第34号の4の次に次の1号を加える。

(34)の5 スポーツ健康都市推進会議委員

別表第1中34の5の項を34の6の項とし、34の4の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------|---------------------------|------------------------|
| 34 の5 | スポーツ健康都市推進会議 委員長 委員 | 日額 7,000円 日額 6,000円 |
|----------|---------------------------|------------------------|

提案理由

スポーツを通じて市民の健康及び体力の維持増進を図り、市民の健康で豊かな生活の形成を推進するため、附属機関として上尾市スポーツ健康都市推進会議を設置したいので、この案を提出する。

議案第 4 3 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 2 条第 1 号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市税条例第 8 2 条第 1 号エの規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行規則の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率を明記したいので、この案を提出する。

議案第 4 4 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 7 万 1, 6 5 0 円」を「1 7 万 2, 5 5 0 円」に改め、同項第 2 号中「7 万 5, 2 9 0 円」を「7 万 7, 8 9 0 円」に改め、同項第 3 号中「8 万 5, 7 8 0 円」を「8 万 6, 2 8 0 円」に改め、同項第 4 号中「3 万 7, 6 0 0 円」を「3 万 8, 9 0 0 円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6, 2 4 5 円」を「6, 3 4 0 円」に、「8, 0 0 3 円」を「8, 0 8 5 円」に、「9, 6 0 8 円」を「9, 6 4 0 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 2 6 3 円」を「5, 3 4 0 円」に、「6, 2 4 0 円」を「6, 3 1 0 円」に、「6, 9 0 0 円」を「6, 9 2 5 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第 7 条の 2 第 2 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 新条例別表の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた

公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 4 5 号

上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例の制定について
上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、子ども・若者ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者及びその家族、学校、市民等、事業者並びに関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、子ども・若者ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図り、もって社会全体で子ども・若者の成長を支えるための環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども・若者ケアラー 子ども・若者のうち、高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする親族その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者をいう。
- (2) 子ども・若者 おおむね 4 0 歳に達するまでの者をいう。
- (3) ヤングケアラー 子ども・若者ケアラーのうち、1 8 歳未満の者をいう。
- (4) 若者ケアラー 子ども・若者ケアラーのうち、1 8 歳からおおむね 4 0 歳に達するまでの者をいう。
- (5) 市民等 市内に住所又は居所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (7) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的に子ども・若者ケアラ

一に関わる可能性がある機関をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全ての子ども・若者ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、市、保護者及びその家族、学校、市民等、事業者並びに関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、子ども・若者ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

2 ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

3 若者ケアラーに対する支援は、創造的な未来を切り拓く若者ケアラーを応援し、若者ケアラーが持てる能力を生かすことで、自立し、及び活躍することができる機会が確保され、かつ、その自立が図られるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する制度その他ケアラー支援に関わる制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、子ども・若者ケアラーの意向を尊重するとともに、保護者及びその家族、学校、市民等、事業者並びに関係機関と相互に連携を図るものとする。

(保護者及びその家族の役割)

第5条 保護者及びその家族は、基本理念にのっとり、本来これらの者が担うと想定される家事、親族その他の身近な人の世話等の責任を子ども・若者が負うことによる心身への影響に気付き、配慮することができるよう、子ども・若者ケアラーについての理解を深めるとともに、その意向を尊重しつつ、年齢や発達に応じた養育、教育、雇用等に係る支援及び環境づくりに努めるものとする。

2 保護者及びその家族は、本来これらの者が担うと想定される家事、親族その他の身近な人の世話等の責任を子ども・若者に負わせないように、家庭が抱える困難に応じた支援を求めるよう努めるものとする。

(学校の役割)

第6条 学校は、基本理念にのっとり、子ども・若者ケアラーに対し、その意向を尊重しつつ、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校は、子ども・若者ケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じる体制を整備するとともに、市及び関係機関と連携して適切な支援を行うよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第7条 市民等は、基本理念にのっとり、子ども・若者ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、子ども・若者ケアラーが孤立することのないよう十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、子ども・若者ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員が子ども・若者ケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員が子ども・若者ケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要なケアラー支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、基本理念にのっとり、子ども・若者ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的に子ども・若者ケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、関わりのある者が子ども・若者ケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、ケアラー支援を必要とする子ども・若者ケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要なケアラー支援を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民等、事業者及び関係機関が、子ども・若者ケアラーが置かれている状況、ケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(早期発見)

第11条 市、学校及び関係機関は、子ども・若者ケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、子ども・若者ケアラーを早期に発見するよう努めるものとする。

(ケアラー支援)

第12条 市は、子ども・若者ケアラーが安心して生活することができるよう、子ども・若者ケアラーが担っている本来保護者及びその家族が担うと想定される家事、親族その他の身近な人の世話等の負担を軽減するための必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、子ども・若者ケアラーの教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、地域における様々な社会資源を活用し、必要なケアラー支援を行うものとする。

(支援体制の整備)

第13条 市は、子ども・若者、保護者及びその家族、学校、市民等、事業者並びに関係機関から、子ども・若者ケアラーに関する相談に応じるための体制を整備するとともに、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

2 市は、ケアラー支援について、福祉、医療、教育その他の関連分野において総合的に取り組むための連携体制を整備するものとする。

(人材の確保等)

第14条 市は、ケアラー支援に関する施策を実施するための人材の確保に努めるとともに、市及び関係機関の職員の資質の向上を図るための研修等を行い、人材の育成に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、ケアラー支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

提案理由

全ての子ども・若者ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、子ども・若者ケアラーを早期に発見し、成長を支えるため継続して適切な支援を行いたいので、この案を提出する。

議案第 4 6 号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例

上尾市都市公園条例（昭和 4 8 年上尾市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項中「1 2 月 1 日から翌年の 3 月末日」を「1 2 月 1 6 日から翌年の 3 月 2 0 日」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「4 月 1 日」を「3 月 1 日」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「に掲げる」を「に定める」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 5 条第 1 項の許可を受けた者は、別表第 4 に定める使用料を納付しなければならない。

第 1 5 条第 1 項中「前条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加え、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

第 2 0 条の 2 第 3 項中「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

別表第 4 (3)の表中「1 8 ホール」の次に「2 ラウンド」を加え、同表を別表第 5 とする。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 1 4 条関係）

法第 5 条第 1 項の許可による使用料

| 区分 | 単位 | 期間 | 金額 |
|-------------|----------|--------|---------|
| 公園施設を設置する場合 | 1 平方メートル | 1 月につき | 3 6 0 円 |
| 公園施設を管理する場合 | 1 平方メートル | 1 月につき | 4 5 0 円 |

備考

- 1 自動販売機を設置する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、1 台当たり 1 月につき 1, 5 0 0 円（公募の方法により当該自動販売機を設置する場合にあっては、1, 5 0 0 円を下回らない範囲内において市長が定める額）とする。

2 公園施設の設置又は管理の期間が1月に満たない場合は、日割りにより計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の上尾市都市公園条例（以下「新条例」という。）第14条第2項の規定による使用料の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料について適用する。

提案理由

都市公園の利用の促進及びサービスの向上を図るため、上平公園野球場及び庭球場の利用期間並びに戸崎公園パークゴルフ場の利用単位を変更したいので、この案を提出する。

議案第 47 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 上尾伊奈斎場つつじ苑外壁・屋根改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 242,272,800円 |
| 4 | 契約の相手方 | 上尾市小泉七丁目30番地30 守屋八潮建設株式会社上尾支店 |

提案理由

上尾伊奈斎場つつじ苑外壁・屋根改修工事に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第 48 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 自動車の数量 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 火災現場における消火活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 26,378,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都八王子市中野上町二丁目 31 番 1 号 日本機械工業株式会社本社営業部 |

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 49 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 自動車の数量 | 救助工作車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救助現場における救助活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 200,200,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | さいたま市南区辻 4 丁目 18 番 10 号 埼玉消防機械株式会社中央支店 |

提案理由

救助工作車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 50 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 自動車の数量 | 高規格救急自動車 3 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急現場における高度な救急救命活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 128,007,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都千代田区外神田五丁目 5 番 11 号 小西ビル 1 階 長野ポンプ株式会社東京営業所 |

提案理由

高規格救急自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 5 1 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第2条の6に規定する納入書によって」を「第5号の15様式又は第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25

項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項各号」を「附則第15条第42項各号」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額する額の同項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分

所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3を削る。

附則第15条の4第3項中「附則第15条の6」を「附則第15条の5」に改め、同条を附則第15条の3とする。

附則第15条の5を附則第15条の4とし、附則第15条の6を附則第15条の5とし、附則第15条の7を附則第15条の6とする。

附則第15条の8第3項を削り、同条を附則第15条の7とする。

附則第16条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,

000円」と、同号ア(ウ) a (a)中「6, 900円」とあるのは「3, 500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア(ウ) a (a)中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第16条の3中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の上尾市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以

下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の上尾市税条例附則第15条の3及び第15条の8第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条の3の規定の適用については、同条中「第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議案第 5 2 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 1 3 2 号）が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第19条の2中「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改める。

第20条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項までの規定、第12項及び第13項中「第19条第1項の」を「第19条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

国のマイナポイント第 2 弾の申込期限が延長されたことに伴い、本市におけるマイナポイント予約・申込支援事業を継続して実施するため、その経費を計上した令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 5 年 4 月 1 2 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和5年度上尾市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月12日

上尾市長 島山 稔

令和5年度上尾市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,473,341千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|--------|------------|
| 15 国庫支出金 | | 13,082,225 | 13,341 | 13,095,566 |
| | 2 国庫補助金 | 1,281,297 | 13,341 | 1,294,638 |
| 歳入 | 合 計 | 73,460,000 | 13,341 | 73,473,341 |

歳出

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|------------|--------|------------|
| 2 総務費 | | 7,063,540 | 13,341 | 7,076,881 |
| | 1 総務管理費 | 5,584,027 | 13,341 | 5,597,368 |
| 歳出 | 合 計 | 73,460,000 | 13,341 | 73,473,341 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------------|--------|------------|
| 15 国庫支出金 | 13,082,225 | 13,341 | 13,095,566 |
| 歳入 合 計 | 73,460,000 | 13,341 | 73,473,341 |

(歳出)

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | |
|---------|------------|--------|------------|----------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国庫支出金 | 地 方 債 | |
| 2 総務費 | 7,063,540 | 13,341 | 7,076,881 | 13,341 | 0 | 0 |
| 歳 出 合 計 | 73,460,000 | 13,341 | 73,473,341 | 13,341 | 0 | 0 |

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 分 | | 説 明 | 補正額 (累 計) |
|------------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------------|--------------------|
| | | | | 区 | 額 | | |
| 1 総務費国庫補助金 | 41,611 | 13,341 | 54,952 | 1総務管理費補助金 | 13,341 | 個人番号カード交付事務費補助金 | 13,341 (33,203) |
| 計 | 1,281,297 | 13,341 | 1,294,638 | | | 補助率 10/10 | |

単位：千円

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

| 目 | 補正額 (補正前の額) (計) | 補正額の財源内訳 | | | | 節・説明 | | 補正額 (累 計) |
|-------|--|---------------------------|-----|------|-----|----------------------------|------------------------------|---|
| | | 特定財源 | | 一般財源 | 区 分 | 補正額 (累 計) | 事業概要 | |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | | | | | |
| 7 企画費 | 13,341 (3,959) (17,300) | 13,341 国庫支出金 13,341 | 0 | 0 | 0 | 12委託料 マイナポイント予約・申込支援委託料 | 13,341 13,341 (13,341) | (行政経営課) ○マイナポイント予約・申込支援事業 13,341 (13,341) 12委託料 13,341 (13,341) |
| 計 | 13,341 (5,584,027) (5,597,368) | 13,341 | 0 | 0 | 0 | | | |

単位：千円

議案第 5 4 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給するため、その経費を計上した令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 5 年 4 月 2 0 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和5年度上尾市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月20日

上尾市長 島山 稔

令和5年度上尾市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270,803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,744,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 | | 13,095,566 | 270,803 | 13,366,369 |
| | 2 国庫補助金 | 1,294,638 | 270,803 | 1,565,441 |
| 歳入 | 合 計 | 73,473,341 | 270,803 | 73,744,144 |

歳出

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|------------|---------|------------|
| 2 総務費 | | 7,076,881 | 511 | 7,077,392 |
| | 1 総務管理費 | 5,597,368 | 511 | 5,597,879 |
| 3 民生費 | | 36,900,058 | 270,292 | 37,170,350 |
| | 2 児童福祉費 | 16,935,297 | 270,292 | 17,205,589 |
| 歳出 | 合 計 | 73,473,341 | 270,803 | 73,744,144 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 | 13,095,566 | 270,803 | 13,366,369 |
| 歳入合計 | 73,473,341 | 270,803 | 73,744,144 |

(歳出)

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | |
|-------|------------|---------|------------|----------|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 |
| | | | | 国庫支出金 | 地方債 | |
| 2 総務費 | 7,076,881 | 511 | 7,077,392 | 511 | 0 | 0 |
| 3 民生費 | 36,900,058 | 270,292 | 37,170,350 | 270,292 | 0 | 0 |
| 歳出合計 | 73,473,341 | 270,803 | 73,744,144 | 270,803 | 0 | 0 |

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

単位：千円

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 分 | | 説 明 | 補正額 (累計) |
|------------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---|----------------------|
| | | | | 区 | 額 | | |
| 2 民生費国庫補助金 | 710,285 | 270,803 | 981,088 | 270,803 | 270,803 | 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費補助金 補助率 10/10 | 267,500 (267,500) |
| 計 | 1,294,638 | 270,803 | 1,565,441 | | | 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事務費補助金 補助率 10/10 | 3,303 (3,303) |

3 歳 出

| 目 | 補正額 (項) 1 総務管理費 | | 補正額の財源内訳 | | 節・説明 | | 事業概要 | 補正額 (累計) |
|---------|--------------------------------|-----|----------|------|---------------|------------------------|----------------------------|------------------------------------|
| | 補正額 (補正前の額) (計) | 511 | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 補正額 (累計) | | |
| | | | | | | | | |
| 4 会計管理費 | (91,301) | 511 | 0 | 0 | 11 役務費 手数料 | 511 511 (39,522) | (出納室) ○出納事務事業 11 役務費 | 511 (91,301) 511 (40,108) |
| 計 | (5,597,368) (5,597,879) | 511 | 0 | 0 | | | | |

単位：千円

| 目 | 補正額 (項) 2 児童福祉費 | | 補正額の財源内訳 | | 節・説明 | | 事業概要 | 補正額 (累計) |
|---------|----------------------------------|---|----------|------|---|--|--|---|
| | 補正額 (補正前の額) (計) | 270,292 <th rowspan="2">特定財源</th> <th rowspan="2">一般財源</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補正額 (累計)</th> | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 補正額 (累計) | | |
| | | | | | | | | |
| 2 児童措置費 | (11,441,753) (11,712,045) | 270,292 270,292 | 0 | 0 | 3 職員手当等 時間外勤務手当 10 需用費 消耗品費 11 役務費 通信運搬費 19 扶助費 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 | 1,860 1,860 (1,860) 110 110 (296) 822 822 (1,527) 267,500 267,500 (267,500) | (子ども支援課) ○低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 3 職員手当等 10 需用費 11 役務費 19 扶助費 | 270,292 (270,292) 1,860 (1,860) 110 (110) 822 (822) 267,500 267,500 (267,500) |
| 計 | (16,935,297) (17,205,589) | 270,292 | 0 | 0 | | | | |

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

単位：千円

| 区 分 | 職 員 数 (人) | 給 与 費 | | | 合 計 | 備 考 |
|-------|--------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| | | 報 酬 | 給 料 | 職 員 手 当 | | |
| 補 正 後 | (2,176) 1,371 | 1,222,660 | 5,459,167 | 3,903,230 | 10,585,057 | 13,419,634 |
| 補 正 前 | (2,176) 1,371 | 1,222,660 | 5,459,167 | 3,901,370 | 10,583,197 | 13,417,774 |
| 比 較 | (0) 0 | 0 | 0 | 1,860 | 1,860 | 1,860 |

()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

| 職 員 手 当 の 内 訳 | 区 分 | 扶 養 手 当 | 地 域 手 当 | 住 居 手 当 | 通 勤 手 当 | 特 殊 勤 務 手 当 | 時 間 外 勤 務 手 当 | 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 | 管 理 職 員 手 当 | 期 末 勤 勉 手 当 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------------|---------------------|-------------|-------------|
| | | | | | | | | | | |
| 補 正 前 | 137,123 | 344,233 | 88,695 | 83,697 | 32,905 | 658,375 | 128,080 | 2,425,939 | | |
| 比 較 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,860 | 0 | 0 | | |

会 計 年 度 任 用 職 員 以 外

単位：千円

| 区 分 | 職 員 数 (人) | 給 与 費 | | | 合 計 | 備 考 |
|-------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | | 給 料 | 職 員 手 当 | 共 済 費 | | |
| 補 正 後 | (51) 1,371 | 5,294,545 | 3,661,761 | 8,956,306 | 2,604,772 | 11,561,078 |
| 補 正 前 | (51) 1,371 | 5,294,545 | 3,659,901 | 8,954,446 | 2,604,772 | 11,559,218 |
| 比 較 | (0) 0 | 0 | 1,860 | 1,860 | 0 | 1,860 |

()内は、再任用短時間勤務職員で外書き

単位：千円

| 職 員 手 当 の 内 訳 | 区 分 | 扶 養 手 当 | 地 域 手 当 | 住 居 手 当 | 通 勤 手 当 | 特 殊 勤 務 手 当 | 時 間 外 勤 務 手 当 | 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 | 管 理 職 員 手 当 | 期 末 勤 勉 手 当 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------------|---------------------|-------------|-------------|
| | | | | | | | | | | |
| 補 正 前 | 137,123 | 334,234 | 88,695 | 81,006 | 32,905 | 658,375 | 128,080 | 2,197,160 | | |
| 比 較 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,860 | 0 | 0 | | |

単位：千円

| 区分 | 増減額 | 増減事由別内訳 | | 説明 | 備考 |
|------|-------|---------------|------------|----|----|
| | | 1. 制度改正に伴う増減分 | 2. その他の増減分 | | |
| 職員手当 | 1,860 | - | 1,860 | | |

議案第 5 5 号

固定資産評価員の選任について

上尾市固定資産評価員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和 5 年 6 月 5 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

森 泉 洋 二

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

固定資産評価員坂井良昭から令和 5 年 6 月 3 0 日限りで固定資産評価員を辞職する旨の申出を受けたため、後任として行政経営部資産税課長の職にある森泉洋二を選任することについて同意を得たいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を
求める。

令和5年6月5日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

高橋 晴美

○○○○○○○○○○

提案理由

人権擁護委員高橋晴美氏の任期は、令和5年9月30日で満了となるが、
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和5年6月5日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

田 口 い ず み

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員田口いずみ氏の任期は、令和5年9月30日で満了となる
が、同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委
員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

